

官衆

號外 昭和二十一年十二月十三日

衆議院議事速記録第九號

○帝國議會

昭和二十一年十二月十二日(木曜日)

午後一時四十二分開議

議事日程 第八號

昭和二十一年十二月十二日

午後一時開議

第一 皇室經濟法案(政府提出) 第一 読會

〔朗讀を省略した報告〕

一、政府から提出された議案は次の通りである。

皇室經濟法案

(以上十二月十日提出)

〔改第一號〕昭和二十一年度改定歲入歲出總額追加案

(改特第二號)昭和二十一年度特別會計改定歲入歲出豫算追加案

(以上十二月十一日提出)

一、議員から提出された議案は次の通りである。

國立觀光院設置に關する建議案

外務省内に國際婦人親善協會設置に關する建議案

保健託児所設置に關する建議案

志布志線北郷驛、官崎間鐵道建設即時着工に關する建議案

提出者 伊東 岩男君

吉田 セイ君

森 由己雄君

大橋 喜美君

川野 芳滿君

森 由己雄君

大橋 喜美君

森 由己雄君

伊東 岩男君

鹿島 透君

提出者 伊東 岩男君

吉田 セイ君

森 由己雄君

大橋 喜美君

川野 芳滿君

森 由己雄君

伊東 岩男君

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

提出者

伊東 岩男君

鹿島 透君

大橋 喜美君

川越 博君

森 由己雄君

川野 芳滿君

伊東 岩男君

鹿島 透君

大橋 喜美君

川越 博君

森 由己雄君

伊東 岩男君

鹿島 透君

大橋 喜美君

川越 博君

森 由己雄君

伊東 岩男君

鹿島 透君

大橋 喜美君

川越 博君

森 由己雄君

伊東 岩男君

鹿島 透君

大橋 喜美君

川越 博君

森 由己雄君

伊東 岩男君

鹿島 透君

大橋 喜美君

川越 博君

森 由己雄君

伊東 岩男君

鹿島 透君

大橋 喜美君

川越 博君

森 由己雄君

伊東 岩男君

鹿島 透君

提出者 伊東 岩男君

吉田 セイ君

森 由己雄君

伊東 岩男君

前項の報告があつたときは、内閣は、その内容を國会に報告しなければならない。

第三條 相當の対價による賣買等通常の私的行為に係る場合その他左の各号の一に該當する場合においては、その度ごとに國会の議決を経なくても、皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜與することができる。

○副議長(木村小左衛門君) これより會議を開きます。日程第一、皇室經濟法案の第一讀會を開きます。吉田内閣總理大臣。

第一 皇室經濟法案(政府提出) 第一 読會

皇室經濟法案

第一條 皇室の公用に供し、又は供するものと決定した國有財產(以下皇室用財產といふ)は、これを國有財產法の公用財產とし、これに關する事務は、宮内府で、これを掌る。

國有財產を皇室の公用に供し、又は供するものと決定しようとするとときは、皇室經濟會議の議を経ることを要する。皇室用財產の用途を廃止し、又は変更するときも同様とする。

皇室用財產は、収益目的とするものであつてはならない。

皇室經濟會議は、五年を超えてい期間ごとに皇室用財產に関し、必要な調査を行い、これを内閣に

第三條 預算に計上する皇室の費用は、これを内廷費、宫廷費及び皇族費とする。

第四條 内廷費は、天皇並びに皇

かということに關しましては、多大なる所の關心を持つておるのであります。私はこの意味におきまして、今後は、皇室財産が國有に歸屬することにつきまして、現在皇室財産が國有に移管せられますまでの過程におきまして、既に國有に移管せられましてからは、その殘つた皇室の御自身の財産につきましては、皇室經濟會議の議を經て決せられるのであります。その移管する過程を決定する所の機關は、未だ設置する意思ありや否や。われくは、皇室財產から國有に移るその財產の範圍を決定すべき所の審議機關をつくるに當りまして、單なる官僚のみの機關をもつてしてこれを決定するには反対せざるを得ないのであります。すべからく民主的な機関を設けまして、貴族院、衆議院を構成する所の人々をその機關の中に入れまして、民主的な機關によつてこの限界を確定しなければならないと考へるのであります。これにつきまして政府としてはいかなるお考えを持つておられるか、吾田總理並びに金森國務大臣に對して御質問する次第であります。

告することを規定してあるのであります。これは國會が國民の代表機關であるという當然の規定であると私は思うのであります。しかしながらこの草案の内容を検討いたしますと、未だもつて國會に報告すべき點が多くあるよう私は考えるのであります。たとえ申せば、本法案の第一條の第三項には、皇室財産から國有財產になつたその中から、さらに皇室の用に供する所の公用財産を決定し、またこれを廢止し、變更することにつきまして、皇室

所の條文を規定しなければならない
と、かように考えるのであります
が、これに對し、吉田首相及びに金森國務大臣はいかなる御所見があるので
ござりますか、お伺いたしたいので
あります。

次ぎに私は、皇室財産がこの法案で
よりまして國有に歸屬することになつて
おるのでありますから、國有に歸屬する
べき財產と、しかるべく財産との限界
は、いかなる點によつて區別するのであ
るかということをお尋ねいたいのである

れて、全く明朗化された所の皇室
るのでありますて、その経費は幾ば
國民の租税によつて賄うのでありま
して、皇室が厖大なる財産を擁する
は何ら認めないのであります。從來
皇室は、皇室自律主義の建前によりき
て厖大なる財産を擁せられ、その財
によつて天皇を家長とした所の皇室
御生活を賄つて參つたのであります
が、今や國家が皇室の財産を移管し
皇室の御生活は國會によつて規定せられた所の豫算によつて決定せられる。

であります。ましまして、皇來の財産は、ますます増加するのであります。

に屬して、日も早く、常に憂慮に悩める者、を建設する」と考へると、政府が、これに附すが目撃の、しもこわい、が、この國に附す。

れでおる所
おる所
これを
者、引
これら
ること
るので
るの間
に對
れらに
ること

伐り出揚げに
に對しは、急
あります
が國產が國
あるとい
山林するこ
がある

るか。ま
らの山
しまし
よつては
一刻も
務中のク
ス。(拍
有に歸
う前提
とま絶
の林業、
ならば

林は、
て、戦
住宅に經
急務で、
着手)方
すること
から、ト
われも

よわ寺もと一め毛櫛一産

れで、全く明瞭化された所の皇室ではあります。國民の租税によつて賄うのであります。而して、皇室が厖大なる財産を擁する必要はないであります。從來皇室は、皇室自律主義の建前によりまして、その経費は擧げて、皇室の御生活は國會によつて規定さる所の豫算によつて決定せられるのであります。從來皇室がもつておられた所の財産が、いかなる程度のものであるかといふことは、國民全體が非常な關心をもつておるのであります。而して、單なる委員會の立場でなく、本會議を通しまして、皇室がもつておられた所の山林、田畠、未開地、多數の姓式、社債、公債等の有價證券、これにて、この際皇室經濟法案を議定するに當りまして、政府より明細なる所の内容を私はお尋ねいたしましたのが、それはかなり相違の點もありますが、その專門的立場において評價いたしました額は、あるのであります。かかるることによりまして、われわれはその皇室財産より國庫に歸属します所の財産の利用等につきましても、またその運営につきましても、十分なる考慮をめぐらすことができるものであると考へるものであります。が故に、關係大臣よりその内容を詳細にお答えあらんことを希望いたしてやまない次第であります。

利用に際しては、原則として外貨の支取を許さないが、輸出の場合は、原則として外貨の支取を許す。このようにして、外貨の支取を規制するための政策が実行される。

たしまして、現在の皇室は、その利害を立てて行くべきまことにござるが、これらは重太へんしもしてござる。關係あるものにはおるが、等閑視しておらぬべきものはない。」

おるの
れる所の
れを伐
引揚げ
れらに
れらに
まして
のであ
にある
に對し
に對し
れらに
れらに
ます。
地の點
なる間
ようなめ
ます。ま
は、政
國有財
産は、
がなる間
られ、
用をさ
大臣と
に對し
て、い
所の計
ないと
ます。ま
に對し
ても、
につき
所の計
用をさ
大臣と
に對し
て、い
所の計
用をさ
れらに
れらに
ます。
まして
のであ
にある
に對し
に對し
れらに
れらに
ます。

For more information about the study, please contact Dr. Michael J. Hwang at (310) 794-3030 or via email at mhwang@ucla.edu.

ますが、私の政府に對する所の質問の諸點を述べまして、御答辯を希望し、私の質問を終る次第であります。(拍手)

〔國務大臣金森德次郎君登壇〕 森君の御質疑の點について、五つの項目を順次お答えいたしたいと存じます。

第一にこの皇室財産が國有に移る所の過渡期において、何か必要な機関を設けて、公正にこれに關する審議をせしめるかどうか。こういう御質疑であります。御覽のごとく今回提出の法律案におきましては、その過渡期のことをなすべき機關は設けられてございません。これは經營的なる皇室財産の管理につきまして、必要な機関を法律の中に加へたから、さような結果になつております。五月三日にこの憲法施行せられます以前におきまして、皇室關係の財産が國の方に移ります關係の個々の調査は、相當周到なる研究を必要とするものがあると存じますけれども、なおこれに對しまして何らか適切なる機關を設くること必要ではなかろうかと考えておりますが、この法律直接の問題ではないのであります。

それから第二に、皇室經濟會議がその議に付します多くの事項について、國會に報告する途を廣く定むべきものではないかという御意見であります。それは確かに左様な面もあると思ひますが、この法律自身は、皇室經濟會議が絶對的に政府に報告しなければならぬという範圍を規定したのであります。それ以外の面におきましても、皇室の財產に關係いたしまする重要な

問題につきましては、國會に何らかの連繫をとることは、もとより必要なることと思うのであります。私は、政府より國會に對してこれを報告いたすことにしたいと考えております。

第三に、國有に移るものと、國有に移らざるものとの標準如何といふことであります。これは憲法におきまして既にその内容が文字の上にはつきりしておりまして、解釋上きわめて明瞭になつておるのであります。だいたいの筋を申しますれば、現に皇室に屬しております私有財産を見るべきものはこれを残す。しかして國に移しますのは、皇室財産の中におきまして、公の面をもつておるもの、すなわち國家の働きのために用いられ、またはその財源として管理せられたものを國に移すだけであります。その國に移しまして、これが國有に移ります關係の個々の調査は、相當周到なる研究を必要とするものがあると存じますけれども、なおこれに對しまして何らか適切なる機關を設くること必要ではなかろうかと考えておりますが、この法律直接の問題ではないのであります。

第四に、皇室財產は相當厖大であるから、その内容を議會を通して表明せよという御主張であります。元來皇室の財產の内容が祕密であるという理由はございません。それが世間にわかっています。それは確かに左様な面もあると思ひますが、この法律自身は、皇室經濟會議が絶對的に政府に報告しなければならぬという範圍を規定したのであります。それ以外の面におきましても、皇室の財產に關係いたしまする重要な

問題につきましては、國會に何らかの連繫をとることは、もとより必要なることと思うのであります。私は、報告を必要とする事項は、政府より國會に對してこれを報告いたすことにしたいと考えておりまます。たゞ、それらの結果を取りまとめて、近い時期に発表ができるものと思つておりますが、たゞ一日に現在財產稅施行規則等との關係において、財產について評價を進めておられますために、それらの結果を取りまとめて、近い時期に発表ができることが正當と思われますけれども、

現在財產稅施行規則等との關係において、財產について評價を進めておられますために、それらの結果を取りまとめて、近い時期に発表ができることが正當と思われますけれども、

現在財產稅施行規則等との關係において、財產について評價を進めておられますために、それらの結果を取りまとめて、近い時期に発表ができることが正當と思われますけれども、

現在財產稅施行規則等との關係において、財產について評價を進めておられますために、それらの結果を取りまとめて、近い時期に発表ができることが正當と思われますけれども、

現在財產稅施行規則等との關係において、財產について評價を進めておられますために、それらの結果を取りまとめて、近い時期に発表ができることが正當と思われますけれども、

現在財產稅施行規則等との關係において、財產について評價を進めておられますために、それらの結果を取りまとめて、近い時期に発表ができることが正當と思われますけれども、

現在財產稅施行規則等との關係において、財產について評價を進めておられますために、それらの結果を取りまとめて、近い時期に発表ができることが正當と思われますけれども、

現在財產稅施行規則等との關係において、財產について評價を進めておられますために、それらの結果を取りまとめて、近い時期に発表ができることが正當と思われますけれども、

現在財產稅施行規則等との關係において、財產について評價を進めておられますために、それらの結果を取りまとめて、近い時期に発表ができることが正當と思われますけれども、

現在財產稅施行規則等との關係において、財產について評價を進めておられますために、それらの結果を取りまとめて、近い時期に発表ができることが正當と思われますけれども、

○副議長(木村小左衛門君) 酒井俊雄

〔酒井俊雄君登壇〕

質問の第一點は、憲法第八十八條に

いたしまして、本皇室經濟法案につい

て政府に對し質問をいたします。

質問の第一點は、憲法第八十八條に

いたしまして、本皇室經濟法案につい

て政府に對し質問をいたします。

○酒井俊雄君 私は協同民主黨を代表いたしまして、本皇室經濟法案について政府に對し質問をいたします。

質問の第一點は、憲法第八十八條に

いたしまして、本皇室經濟法案につい

て政府に對し質問をいたします。

かかる立場におきまして、國家はこれを死藏するというようなことになりまするならば、實にその國有に移した意義の大半は、こゝに拭い去られるものだと思うのでありますから、今からその計畫に對して大體の方向、方針をお示し願いたいと思うのであります。

次ぎに、憲法第八條の條文から見まして、なおまた本法案第二條の條文から見まして、皇室は権利義務の主體となり得る立場が規定されており、はつきりとしておるのであります。かゝる見地に立ちますと、皇室は一つの法人格を有せらるゝものだと、皇室の法人格、皇室の構成といふものは、まことに特殊の立場のものでありましたが、將來この皇室が権利義務の主體として立ちまする所の法人格といふのは、その性質、公法人なりや、私法人なりや、或はいかなる特殊的意味をもつて來ましたることによりまして、本法案の皇室、公用に供する所の國有財產の取扱い、國有財產に對する皇室の権利義務の關係といふようなもののが、こゝにその性質が明らかになつて來ると思うのでありますから、かゝる意味において、権利義務の主體であるこの皇室の法律上の構成、その本質はいかなるものであるかといふことは、聽かれぬといふ言語がありましたが、皇室の公用に供する財產は、申しますでなくこれは國有のものでありまするのて、この皇室の法律的構成によりまし

て、その公用に供する所の關係がいかなる關係であるか、使用權であるか、賃貸借であるか、或は法律上特別な構成をもつ所の法律關係に立つものかと、いうようなことが變つて来るわけだと思います。大いに意義のあるわけであると思ひますから、御答辯を願いたいと思ひます。

する」と皇族の生活費をこゝに奉るといふことが本質じやないと私は考えております。だから民主主義のあの憲法の大原則の立場から申しましても、皇族といふどもやはり國民の御一人でござります。だから生活の基本としての經濟關係は、あくまで皇族の方々が、國民として、經濟人として、普通の法規に従へ、普通の經濟關係を營んで行か

ぎこれを拭い去る用意ありや否や、これをお尋ねするのであります。

次ぎに皇族に對しまして、今申しました種々なる經濟關係における拘束を打破するとともに、皇族特權、いわゆる財產上におきまする皇族に認められた特權も、こゝに打破しなければならないと思うのであります。皇族に對する台帳能力、民間で申しまする姦台帳の

ならないと思うのであります。そういう點につきましての政府のお考えも伺いたいと思います。

最後にお伺いいたしたいのは、この法案の中で、三種の神器は異なる財産相續というような意味にとられる表示の仕方がしてございまするが、かつての皇位繼承には、この三種の神器は皇立繼承の要件であつたといわしておなり

費についてでありまするが、この法案を見ますると、皇族御個人に對しまして、御個人を標準いたしまして、この皇族支給費なるものが算定される建前になつておるのでありまするが、皇族の御生活の立場から申しまして、また皇族の御一家の御地位を保たれる立場から申しまするならば、その支給額の基本のとり方は、各皇族の御家庭を基本といたしまして、御家庭に對して基本額を支給し奉る、そしして人數によつてこれに増し金を奉るという立場多い御家庭に對しましては、御人數に行きませんと、皇族の地位を保つ上から、皇族の經濟をお立てになる建前から、これがひつたりとそぐわない感じがするのでありまするが、政府におきましては、その基本なる基準を皇族の家庭にもつて行かれる意思ありやなしやということをお伺いしたいのであります。と同時に、この支給金なるものの目的、これはだいたいこの法案によりまして明らかでありまするが、皇族には、一般國民と違いまして特に皇族たる品位をお保ちになる必要があり、これは當然なる皇族の御身分に附着した事柄でござりまするから、この品位を保たるためにかゝる支給金を差し上げるといふのが本旨になつておるのあります。この本旨から考へてみま

論皇位繼承をなさるの方とか、皇后陛下とかいう特別な御立場にお立ちになつた方は別でありまするが、普通の皇族につきましては、あくまで國民とともにいる、國民とともに經濟生活を營む立場からいたしまして、皇族に對しては、皇族としての經濟上のあられ方だと私は考へるものであります。そういう立場からいたしまして、皇族に對しては、種々なる自由の制限は、こゝに撤廻をしなければならないと思うものであります。御存じの通り、皇族によるほか報酬を受ける職に就いてはならない、公共團體の夷員、議員になつてはならないといふことはならぬ、任官によるほか報酬を受ける職に就いてはならない、公共團體の夷員、議員になつてはならないといふよう、現在から考へまするならば、全く人間の本質的なる権利を束縛されてしまう、あくまで自由なる國民としても、その經濟生活を營まることとの御立場をもつていたとかなければならぬものと思うのであります。でありますから、かゝる特權に對しては、根こそ

産、準禁治産というような宣告に對し、ましても、過去の皇室におきましては、皇帝自ら建前を原則としたままでして、権力顧問あたりへ諮詢いたしまして、天皇がこれをなさるという立場であります。あらゆる點におきまして、皇族は皇室自治の権の中に收められ、雲の中にとざされ、おられた立場であります。かゝる經濟上における、或は個人の身分上における立場につきましても、皇族をかゝる拘束から除きまして、自由人として立派にお立ちになる立場をおつくり申し上げなければならぬと思ひます。従つて禁治産は準禁治産といふような、經濟上と身分上と交錯しておるような拘束につきまして、一般民法その他普通法に従うべき用意あります。従つて禁治産は準禁治産といふや否やということを政府に伺いたいと思うのであります。

度をもつて、皇位繼承に關する必要條件であるといふような考えをもたれるかどうか、そういう構想の下におられるがどうかという御意思を承りたいと思ひます。簡単であります。以上を質問條項といたします。(拍手)

○國務大臣金森總次郎君登壇

○國務大臣(金森總次郎君) 酒井君の御質疑に對しましてお答えをいたしますが、第一は皇室財産の内容を明瞭に發表すべきものでないか、急にはそぞういふものの發表ができぬといったようにも思ふということでありましたが、私は近くその皇室財産に關しまするこの見積りが、財產税の關係によつて十分公表し得る時期があるということを申し上げただけであります。皇室財産の内容をいろいろ原本についてお示すことはできませんけれども、この法律審議の委員會等におきまして、各種の財産についてあらかじめ表のごときものは、御覽に入れることができます。

第二に國有財産の處置についての御質疑がありました。今朝皇室にある所の諸種の財産が、一般の國有財産となり、或は營林財産に、或は雜種財產にとり入れられます場合におきまし

ならないと思うのであります。そういう點につきましての政府のお考えも伺いたいと思います。

最後にお伺いいたしたいのは、この法案の中で、三種の神器は異なる財産相續というような意味にとられる表示の仕方がしてございまするが、かつての皇位繼承には、この三種の神器は皇立繼承の要件であつたといわしておなり

合わせて適當なる企畫の下に運用すべきことは、もとより當然のことでありまして、その財産についてのみ特別なる考慮を全般的に用いることは、必要がないと考えております。

第三に、皇室は法人格を有するか、憲利議論の關係におきましての皇室の組立てはどうであるかというお尋ねでありますましたが、皇室が財産の關係において法人格を有するものとは考えておりません、これは一般の私法の規定する所によつての、個人的な財産關係が起るものと考えております。世間誤つて皇室に法人格ありとするがことを議論がないでもありませんけれども、それは皇室が從来多くの使・人を包含したる一つの體形をなされておりましたがたために、さような誤解もできたことと思ひまするけれども、正しくいえば法人格ではございません。

次ぎに皇室において、皇室財産を御使用になる場合の關係は、賃貸借であるか、使用權の關係であるかというようなお尋ねでありますたが、これは國に屬する所の財産を、皇室が國の公用の目的にお使いになるのでありますから、民法關係等におきましての賃貸借等のことは起りません。たとえば内閣總理大臣が官邸を使うというよくな時におよぶな關係がないと同じでありますて、直接に公の關係において使用せらることと存じております。

第四に、皇族費の關係におきまして、一人々々の皇族に對して金額を支給するのか、それともその皇族を或る範圍によつて御家庭として考えて計算するのか、こういうよくな御質疑であ

りましたが、この法律は、皇族がおのれの御品位を維持せられるということになりましたし、各皇族の方々の一人々々を基本として金額を計算することになります。そうして實際の支給は、もとよりかかるべき単位において、ほどよき手續をとるには相違ありませんけれども、考えの根本は個別的であるわけであります。かようになりますと、ほどのしたる金額が使用されます時は、恐らくは御家庭を單位とする適切なる方法を選ばるものと考えております。

いうお尋ねでありましたが、前に述べましたと同じような意味におきまして、皇位繼承及び攝政就任といふようなことと密接な關係をもたざる範圍におきましては、民法その他私法の定むる所によられることと考へておあります。従つて財産の相續等の關係におきましても、一般國民の準據する原則と異なるものが生れて來る理由はないと言えます。

次ぎに三種の神器といふものについてお尋ねになりましたが、この皇室經濟法におきましては、三種の神器のことと直接には規定はいたしておりません。しかしその第七條におきまして、特に皇位と由緒深き關係にある所の財産については、特別規定を設けております。さような規定が三種の神器にも當てはまり得ることは豫想しておる所であります。三種の神器の本質はいかうように考えるかということは、この皇室經濟法は直接には觸れておりません。たゞ私どもの信ずる所は、皇位のある所に、由緒深きこの三種の神器は移つて行くであらうということを前提として、この規定を設けました次第であります。(拍手)

[國務大臣石橋湛山君登壇]

○國務大臣石橋湛山君(講演) 只今の御質問中、皇室財産が國有に移りまして後利用方針についてのお尋ねの部分に對してお答え申し上げます。皇室財産が國有に移りまして後の利用といふことは、非常な慎重な態度をとる必要があると考えております。たとえば山林川原がそのためにわかつに濫伐されるというようなことが萬々一にもありましては相ならぬと考えております。しかし

ながら國有財産としての利用は、無論十二分にはからなければならぬのであります。そのためには實は皇室財産と必ずしも關係なしに、國有財産全般の處分及び利用について只今考究をいたしております。從來も相當なつておるつもりであります。(拍手) お一層その處分と利用について效果あるようにならしめるようにいたしたいと考えておる次第であります。(拍手)

○酒井俊雄君　たゞ一箇のみ、先ほど質問に對して御答辯が漏れておるような感じがいたしますので、皇族に對しまして支給せられまするその金額なるものは、生活費という意味が含まれておるかどうか、品位をお保ちになるかどうか、と思ふ。

○副議長(木村小左衛門君)　酒井君、登壇を願います。

〔酒井俊雄君登壇〕

○酒井俊雄君　只今質問いたしましたその中に、答辯が漏れておると思ふ點がありますので、その點だけさらに質問をいたします。それは皇族に對しまして支給をいたすその金の目的は、皇族の御地位、御身分をお保ちになる必要のみの目的で定められるものか、或は生活をお立てになる資として差し上げるものか、この點を御答辯願いたいと思います。

〔國務大臣金森徳次郎君登壇〕

○國務大臣(金森徳次郎君)　皇族費は、皇族として品位を御維持になるための経費と考えております。皇族としての品位を御維持になるということは、基本的な意味におきましての生活費を含んでおるものと考えておりま

○酒井俊雄君 これでもつて私の質疑を終ります。
○副議長（木村小左衛門君） 久芳庄二郎君。
〔久芳庄二郎君登壇〕
○久芳庄二郎君 私は國民黨を代表いたしまして、前同僚二君が質問せられたました事項を省いて、四項目ほど簡単に質問いたしたいと思うのであります。
民の富めるは朕の富めるなりといふ仁徳天皇の故事が歴史に傳わつてゐるごとく、元來わが國の皇室財産は、無財産であらせられたのが本體であつたのであります。それが今回の新憲法によつて規定せられたということは、皇室の純粹性を保ち、御安泰を保つ點から申してまことに喜ばしいことであります。が、さらに皇室の御費用は、全部國會の議決によるということは、皇室即國家という立場から、皇室と国民との直結するという立場から、まさに喜ばしく存じます。ついては本件の問題案の第四條内廷費の問題は、國民が最も多くの關心をもつておる所でござります。法律による所の一定の費用を支出するということになつておりますが、從來の四百五十萬圓、これは少額であることは申し上げるまでもあります。從來は皇室財産がありましたので、その収益によつて大部分が償われて來たのであります。が、今後これがかなり、なおこの物價騰貴の時、この支出來額をいかなる算定基準において政空は見當づけておられるかということは、國民のひとしく聞きたい所であります。私はまず第一にこの問題をお尋ねしたいのである。

六

化國家として世界に認識せられ、世界に紹介する點から言っても、實に貴重なものでござります。この貴重な品は、正倉院の例をとつてみましても、千百或は二百年、微璫だも受けずして完全に今日まで保存せられて來ている。これはひとえに勅封であつたといふことを考へなければならぬ。兵火の巷にあつても、御物なるが故に一指も染めてはおらないのである。これ國民の皇室尊崇の一つの現われでありまして、そのために傳わつてゐる所の日本の貴重な文獻、文化財、藝術品が澤山あると思うのであります。が、今度の國有移管について、この點を慎重に考慮しなければならぬと思うのであるが、それについて政府の用意如何というこ

あるか、かえつてかくのことを思ふことが
あるならば、皇室と國民との親しみ、
直結を阻害することになる。こういう
點について政府はいかように考えられ
ておるか。この第二條に關連しておりますので、あえてお尋ねする所以であ
ります。(拍手)

本主義がいいのではないかという點についてお尋ねになりましたが、私も法律一本主義が正しいのである、或る關係のことを、いくつもの法律を見なければわからぬといふような立法の方には、反省すべきものが多かるうと存じております。しかしながらこの經濟法は、だいたい相當長い間基準として用いられて行く所のものでありますて、その中に現われて來まする所の個個の、たとえば献納品の金額の制限とかいうようなものは、これは年々の情勢、また物價の趨勢といふものを元にして、始終工夫をして行かなければなりませんので、これを合わせて一つの法律にいたしますると、結局この基準法が常に變更せられる恐れがありまして、原則としては奇妙でありますけれど

うふうに二段の分れとして研究をしなければなりません。現在或る程度まで結論を得ておりまするけれども、これはいろいろな事情がありまして、今日ここまで申し上げかねる事情がありますが、萬全の方法を盡くしまして、文化財の管理面、つまり適當に管理せられて、本來の使命をはたし得るようなるべく工夫をいたしたいと考えております。

それから第四に、皇室に對する献上品について、とかくの噂があるということでお尋ねがありましたら、現在といたしましては、それは全く皇室の事務になつておらず、政府は皇室についてのこれらの献上品事務につきましては、發言權はございませんので、そこで今日それらのことについて、格

この皇室經濟法に示しますることと、三つの費目に分れ、なおそのほかに宮内府というような部門に屬する費用、大略四つに分れるわけでありまして、その四つの一部分であります所の内廷費と、現在出しておられます政府の支出の四百五十萬圓とは、直接の關係はございません。そこで今後内廷費にいくばくの金額が適當であろうかということは、目下研究中でありますて、實際の必要というものと組み合わせて、しきるべき調査の上、その結果を國會の御承認に懇えたいと存じております。

第二にこの法律の中に、別に法律をもつて定むるとかいうふうに、いくつもいわば委任のようなものがある。しかしこれはもとより法律が法律に任せておりますので、普通の委任とは違いますが、そんなふうに一つの事柄をいくつもの法律に分けないで、法律一

本主義がいいのではないかといふ點についてお尋ねになりましたが、私も法律一本主義が正しいのである、或る關係のことを、いくつもの法律を見なければわからないというような立法の方には、反省すべきものが多からうと存じております。しかしながらこの經濟法は、だいたい相當長い間基準として用いられて行く所のものでありまして、その中に現われて來ます所の個別の、たとえば獻納品の金額の制限とかいうようなものは、これは年々の情勢、また物價の趨勢というものを元にして、始終工夫をして行かなければなりませんので、これを合わせて一つの法律にいたしますると、結局この基準法が常に變更せられる恐れがありますけれども、實際面から言えども、やはり動きやすき金額をきめますするには、別の法律に任せた方が適當と考えておるわけであります。

うふうに二段の分れとして研究をしなければなりません。現在或る程度まで結論を得ておりますけれども、これはいろいろな事情がありまして、今日ここまで申し上げかねる事情がありますが、萬全の方法を盡くしまして、文化財の管理面、つまり適當に管理せられて、本来の使命をはた得るようならぬうに工夫をいたしたいと考えております。

それから第四に、皇室に對する献上品について、とかくの噂があるということでお尋ねがありましたら、現在といたしましては、それは全く皇室の事務になつておりまして、政府は皇室についてのこれらの献上品事務につきましては、發言権はございませんので、そこで今日それらのことについて、格別なる意見を申し述べる餘地がないのでありますて、今回この法律が通過し、しかして憲法が施行せられた場合におきましては、御心配のごとき懸念のないよう扱いたいと存じております。(拍手)

○副議長(木村小左衛門君) 久芳君。

○久芳庄一郎君 あとは委員會に譲ります。

○副議長(木村小左衛門君) これにて質疑は終了いたしました。本案の審査を付託すべき委員の選舉についておはかりいたします。

○山口喜久一郎君 本案は、政府提出皇室典禮委員に併せて付託せられんことを望みます。

○副議長(木村小左衛門君) 山口君の動議に賛成議ありますか。

○副議長(木村喜久左衛門君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決

しました。これにて議事日程は終了いたしました。

この際重油その他の物資輸入に關し報告のため、商工大臣より發言を求められております。これを許します。星島商工大臣

重油その他の物資輸入に關する星島國務大臣の報告

〔國務大臣星島二郎君登壇〕

○國務大臣(星島二郎君) 今回司令部の轉旋によりまして、今後において世界の市況の變動や船腹の便宜等が特別の支障を與えない限り、製鋼用の重油及び佛印無煙炭の輸入が認められるようになりました。(拍手) これはわが國民にとつても、この夏の食糧輸入に次ぐ朗らかな報告でございます。重油につきましては、製鋼用として差し當り月約一萬三千キロリットルの輸入が許可せられ、(拍手) 即刻引渡しが開始せられることになりました。この數量の重油の輸入によりまして、月約三萬トンの鋼材が新たに生産され、現在三萬トン足らずでありますから、今回の重油の輸入によりまして、鋼材生産は一舉に倍加することになるわけであります。その結果、石炭の石炭生産に好影響を與えることとなり、わが經濟の現状におきまして石炭の占める地位を考えてみますと、これがいかに重要であるか明白であると存ぜられます。勿論右の數量の鋼材をもつてしても、未だわが國の平時經濟に必要な量の十數パーセントを充たすに過ぎないのであります。鐵道

その他一般産業に對しましては、十分な鋼材の供給はなし得ないのであります。とにかく重油の輸入は、現下のわが國經濟の窮状を開闢するため、一つの重要な手振りを與えたものであります。なおまた今回の輸入は、國內における石炭や瓦に對する刺戟の意味をもつて許可せられたものと見るのであります。わが國といいたしまして、この機會にさらに總力を擧げて石炭の増産に邁進しなければなりません。

無煙炭につきましては、今月の配船によつて佛印からまず二萬五千トンの輸入が實現し、わが方よりはこれと引替えに、八千トンの瀝青炭の供給を行ふこととなつたのであります。なお今後引續き輸入が行われる見込みであります。無煙炭はカーバイド工業、コーケス工業等の化學工業に主として使用されるものであります。今回の輸入は、數量から見れば必ずしも大きくはありませんけれども、優良炭生産の極端に缺乏せるわが國の現状から鑑みまして、質的に大きな效果があり、從つて無煙炭の輸入開始は、重油の輸入と合わせて、基礎的生産の增强に相當の効果を期待し得ると思ふのであります。

以上のごとき次第でありますから、わが國民は司令部の今回の措置に對し感謝の意を表すとともに、輸入物資を生産の回復に最も有效に使用することによつて、司令部の厚意に應えねばなりません。生産の回復により輸出能力を増大することは、今回のごとき緊要物資の輸入に對して、支撑能力を確保する點から申しましても、絶對に必要な條件であります。重ねて連合軍司令部の御厚意に感謝する次第であります。

○副議長(木村小左衛門君) 次會の議事日程は公報をもつて通知いたしました。本日はこれにて散會いたします。
午後三時四分散會